

(五) 機関紙発行の件

(組合本部提出)

説明 春日 觀良

理由

従来発行された旬報は組合員全部に回達されないばかりか支部の幹部にさへ充分に読まれてのちい様に思はれる故に本部の活動及び組合の全体的情勢を組合員に對して理解せしめることが困難である。

したい

方法

- 一 毎月一回発行とし 発行日は十五日 但し旬報を廃す。
- 一 経費は本部費より支出す
- 但し 加入金の値上げを實現したし
- 一 其他は (名称 創刊期日等) は執行委員会に一任せらるよ。

ク

(六) 會費及加入金値上の件

(組合本部提出)

説明 春日 觀良

決議

本組合の組合費を五十銭とし加入金を五十銭とす。

理由

三十銭の組合費では組織の全機構に活動費活動は行はれ得ない、故に本組合過半数の支部は組合費五十銭を断行してゐる。組合費値上は幾も三十銭徴集の支部は同じく五十銭に努力し實現されたいと云ふのである。加入金値上は機関紙発行と庶務関係を持つてゐる。組織宣傳上多少の困難を感ずるかも知れないが、果敢に闘争を行ふたつといふ絶対的価値上は必要である。

方法

- 一 現在組合費三十銭を徴集して居る支部は今年十月渡迄に五十銭に改正すること
- 一 七月四月より加入者の加入金五十銭に改正す。

(七) 犠牲者家族救済の件

(浜川支部提出)

説明 村松 蔵

理由